

大阪府情報公開審査会答申（大個審答申第 419 号）

〔広聴相談カード個人情報部分開示決定審査請求事案〕

（答申日：令和 7 年 11 月 5 日）

第一 審議会の結論

大阪府警察本部長が行った部分開示決定で不開示とした情報のうち、別表に記載した情報については開示すべきである。

大阪府警察本部長が行ったその余の判断は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和〇年〇月〇日、審査請求人は、大阪府警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 76 条第 1 項の規定により、以下の内容で個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（個人情報開示請求の内容）

私が〇〇の警察官に取り扱いを受けたり相談した記録と〇〇の警察官に相談した記録

- 2 実施機関は、令和 5 年 6 月 15 日付けで、法第 82 条第 1 項の規定により、本件請求に対応する行政文書として、

・広聴相談カード 〇〇

（以下「本件対象文書」という。）を特定し、本件対象文書のうち（1）に掲げる部分を除いた部分を開示することとする個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、（2）のとおり理由を付して審査請求人に通知した。

（1）開示しないことと決定した部分

- ア 受理者の係名
- イ 警察電話番号
- ウ 警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名及び印影
- エ 警察専門嘱託員の氏名
- オ 担当者の判断
- カ 警察組織内部での連絡調整内容
- キ 措置結果
- ク 内部調査等に関する情報
- ケ 他県警察との連絡調整内容

（2）開示しない理由

ア 受理者の係名

（ア）法第 78 条第 1 項第 7 号に該当する。

本件対象文書（不開示部分）には、受理者の係名が記載されており、これを開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼ

すおそれがある。

(イ) 法第 78 条第 1 項第 5 号に該当する。

本件対象文書（不開示部分）には、受理者の係名が記載されており、これを開示することにより、警察組織の体制等が容易に推測され、違法行為企図者をして警察活動に対する対抗措置をとること及び犯罪の実行を容易ならしめるおそれがあり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

イ 警察電話番号

法第 78 条第 1 項第 7 号に該当する。

本件対象文書（不開示部分）には、警察部門の事務に関する電話番号が記載されており、これは警察の連絡調整事務等に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

ウ 警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名及び印影

法第 78 条第 1 項第 5 号に該当する。

本件対象文書（不開示部分）には、警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名及び印影が記載されており、これを開示することにより、当該警察職員及びその家族等に危害が加えられるおそれがあり、ひいては犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

エ 警察専門嘱託員の氏名

法第 78 条第 1 項第 5 号に該当する。

本件対象文書（不開示部分）には、警察専門嘱託員の氏名が記載されており、これを開示することにより、当該警察専門嘱託員及びその家族等に危害が加えられるおそれがあり、ひいては犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

オ 担当者の判断

法第 78 条第 1 項第 7 号に該当する。

本件対象文書（不開示部分）には、担当者の判断が記載されており、これを開示することにより、今後同種の事案につき率直な判断を記載することを躊躇するようになるため、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

カ 警察組織内部での連絡調整内容

法第 78 条第 1 項第 7 号に該当する。

本件対象文書（不開示部分）には、警察組織内部での連絡調整内容が記載されており、これは地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持など、事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当する。

キ 措置結果

法第 78 条第 1 項第 7 号に該当する。

本件対象文書（不開示部分）には、措置結果が記載されており、これを開示することに

より、当該若しくは同種の取り扱いの目的が達成できなくなり、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当する。

ク 内部調査等に関する情報

法第 78 条第 1 項第 7 号に該当する。

本件対象文書（不開示部分）には、警察組織内における調査内容等の事務に関する個人情報に記載されており、これを開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

ケ 他県警察との連絡調整内容

法第 78 条第 1 項第 6 号に該当する。

本件対象文書（不開示部分）には、他県警察との連絡調整内容が記載されており、これは地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であり、これを開示することにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

- 3 令和〇年〇月〇日、審査請求人は本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、大阪府公安委員会に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

自分の個人情報の記載にもマスキングされています。

第四 審査請求人の主張要旨

（略）

第五 諮問機関の主張要旨

諮問機関の理由説明書における主張は、次のとおりである。

審査請求人が令和〇年〇月〇日付けで提起した、法第 82 条第 1 項の規定に基づく実施機関の本件処分に対する審査請求に係る実施機関の弁明について、当諮問機関は、諮問実施時において、実施機関の弁明に不合理な点はなく、本件審査請求に係る本件処分は法に基づき行われており、妥当であると考えている。

第六 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、次のとおりである。

1 弁明の趣旨

実施機関の本件処分に違法、不当はない。との裁決を求める。

2 本件処分の理由等

(1) 本件処分の根拠規定について

ア 法第 78 条第 1 項について

法第 78 条第 1 項は、行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に同項各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない旨を定めたものである。

イ 法第 78 条第 1 項第 5 号について

法第 78 条第 1 項第 5 号は、公共の安全等に関する情報として不開示となる情報についての規定であり、行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報は、不開示となる旨を定めたものである。

ウ 法第 78 条第 1 項第 6 号について

法第 78 条第 1 項第 6 号は、審議等に関する情報として不開示となる情報についての規定であり、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものは、不開示となる旨を定めたものである。

エ 法第 78 条第 1 項第 7 号について

法第 78 条第 1 項第 7 号は、事務又は事業に関する情報として不開示となる情報についての規定であり、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次のイからトまでに掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは、不開示となる旨を定めたものである。

「イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

- へ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

3 不開示とした本件処分 of 適法性及び妥当性について

(1) 受理者の係名

当該部分は、警察組織内部の体制等に関する情報であり、これを開示することにより、警察組織の体制等が容易に推察され、違法行為企図者をして警察活動に対する対抗措置をとること及び犯罪の実行を容易ならしめるおそれがあり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法第 78 条第 1 項第 5 号に該当し、また、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第 78 条第 1 項第 7 号に該当する情報であるといえる。

(2) 警察電話番号

当該部分は、警察の連絡調整事務等に使用する電話番号であって、これを開示することにより、警察の事務等を妨害しようとする個人や組織が特定の番号に電話をかけ続けて事務等を妨害するなど、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第 78 条第 1 項第 7 号に該当する情報であるといえる。

(3) 警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名及び印影並びに警察専門嘱託員の氏名

警察業務は、警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 2 条第 1 項に規定されているとおり、犯罪捜査及び警察規制等を目的としている。また、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）において、犯罪捜査権は主として警察官によって行使されることが予定されており、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）その他の法令の規定等に基づき、実力行使等の行政上の権限が警察官に与えられているところ、警察官は、犯罪現場や警察規制の現場等で、直接被疑者や被規制者等と対峙して、逮捕や規制の結果を直接かつ強制的に実現することとなる等、その職務は、その相手方個人や組織から反発、反感を招きやすいものである。そして、警察職員の配置を含む警察業務に関する情報は、一般市民にとっては些細な情報であっても、犯罪の実行や警察官に対する報復を目論む個人や組織にとっては、貴重な情報となることがあり、そのような情報が犯罪組織等に入手されることを防止する必要がある。このように、警察の業務は、相手方からの反発、反感を招きやすく、警察職員は攻撃や懐柔の対象とされるおそれがあり、その氏名等を公にすることにより、個人が特定され、当該警察職員やその家族が襲撃を受ける等危害が加えられ、ひいては、公共の安全や秩序の維持に支障が生じるおそれがある。とりわけ、警部補以下の警察職員の場合は、現に職務質問等の街頭警察活動や犯罪の捜査に従事している、重要事件等発生時には、これらの職務に従事することが予想される、所属内での配置変更等により、これらの職務に従事することが予想される、以前にこれらの職務に従事していたことがある、警察専門嘱託員の場合は、現に相談者等と直接対峙する業務に従事している、以前に警察官として職務質問等の該当警察活動や犯罪捜査に従

事していたことがある、などから、氏名等を不開示とする必要があるというべきであり、警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名及び印影並びに警察専門嘱託員の氏名は、法第 78 条第 1 項第 5 号に該当する情報であるといえる。

(4) 担当者の判断

当該部分には、審査請求人から申出を受けた担当者が申出内容について警察官としての専門的見地に基づき検討、判断した内容が記載されており、これを開示することにより、今後同種の事案につき、率直な判断を記載することを躊躇するようになるため、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第 78 条第 1 項第 7 号に該当する情報であるといえる。

(5) 警察組織内部での連絡調整内容

当該部分には、警察組織内部での連絡調整に関する情報が記載されており、これを開示することにより、警察組織内部においてどのような連絡が行われたかが明らかとなり、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第 78 条第 1 項第 7 号に該当する情報であるといえる。

(6) 措置結果

当該部分は、警察組織内部での事務調整に関する情報であり、これを開示することにより、取扱警察官の判断内容など、警察組織内部でどのような措置が行われたか明らかになることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第 78 条第 1 項第 7 号に該当する情報であるといえる。

(7) 内部調査等に関する情報

当該部分には、警察組織内部における調査等の事務に関する情報が記載されており、これを開示することにより、警察組織内部でどのような調査が行われたかなどの措置が明らかになることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第 78 条第 1 項第 7 号に該当する情報であるといえる。

(8) 他県警察との連絡調整内容

当該部分には、他県警察との連絡調整に関する情報が記載されており、これは、地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、これを開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法第 78 条第 1 項第 6 号に該当する情報であるといえる。

4 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、〇〇と主張するが、不開示とした部分の情報が、それぞれ法第 78 条第 1 項第 5 号、第 6 号及び第 7 号に該当することは前記第六の 3 のとおりであることから、審査請求人の主張は認められない。

5 結論

以上のとおり、本件処分は法の趣旨を踏まえて行われたものであり、何ら違法、不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

第七 審議会の判断理由

1 本件処分に係る具体的な判断及びその理由について

実施機関は、前記第六のとおり、本件対象文書の不開示部分について、

- ・「受理者の係名」は法第 78 条第 1 項第 5 号及び第 7 号に該当する情報
- ・「警察電話番号」「担当者の判断」「警察組織内部での連絡調整内容」「措置結果」及び「内部調査等に関する情報」は法第 78 条第 1 項第 7 号に該当する情報
- ・「警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名及び印影」「警察専門嘱託員の氏名」は法第 78 条第 1 項第 5 号に該当する情報
- ・「他県警察との連絡調整内容」は法第 78 条第 1 項第 6 号に該当する情報

と主張している。そこで、開示請求に係る保有個人情報の原則開示義務を実施機関等に課す同条第 1 項の趣旨及び本件対象文書を見分した結果を踏まえて、以下のとおり、上記の同項各号に係る不開示情報該当性について主に検討する。なお、本件対象文書の特定の仕方について、特段不合理な点は認められない。

(1) 「受理者の係名」

ア 法第 78 条第 1 項第 5 号について

法第 78 条第 1 項第 5 号は、地方公共団体の機関等が、開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると地方公共団体の機関等が認めることにつき相当の理由がある情報について、不開示情報であると規定している。

ここでいう「支障を及ぼすおそれがあると地方公共団体の機関等が認めることにつき相当の理由がある情報」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示又は不開示の判断については、犯罪等に関する将来予測としての専門的、技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、地方公共団体の機関等の第一次的な判断を尊重する趣旨であると解されている。

イ 法第 78 条第 1 項第 7 号について

法第 78 条第 1 項第 7 号は、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とし、同号イからトまでを例示的に掲げている。

法第 78 条第 1 項第 7 号イからトまで以外については、同号柱書所定の「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として、不開示情報該当性の判断を行うとされている。

ウ 法第 78 条第 1 項第 5 号及び第 7 号の該当性について

「受理者の係名」は、警察組織内部の体制等に関する情報であり、これらを開示すれば、警察組織の体制等が容易に推察され、警察活動の妨害を企図する者による個々の事案に対応する係への対抗措置や防衛措置を講じることにつながり、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に具体的な支障を及ぼすおそれがあり、また、警察組織内部の体制等に関する情報が開示されることは、警察による犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に具体的な支障を及ぼすおそれがあることから、法第 78 条第 1 項第 5 号及び第 7 号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(2) 「警察電話番号」「担当者の判断」「警察組織内部での連絡調整内容」「措置結果」及び「内部調査等に関する情報」

ア 法第 78 条第 1 項第 7 号について

前記 (1) イに同じ

イ 法第 78 条第 1 項第 7 号の該当性について

(ア) 「警察電話番号」について

警察活動では、種々の犯罪者や犯罪組織等を取締りや捜査の対象としていることから、そうした者からの反感を招きやすく、また、警察活動の妨害を企図する者が現れることは容易に推察されるところである。このような事情の下で、「警察電話番号」を開示すれば、外部から特定の電話番号に電話を掛け続ける等の妨害行為を容易にするなど、警察部内における連絡調整等を円滑に行うという警察電話の設置目的が達成できなくなるおそれがあり、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に具体的な支障を及ぼすおそれが蓋然性をもって認められることから、法第 78 条第 1 項第 7 号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(イ) 「担当者の判断」について

「担当者の判断」には、事案に対する担当警察官の判断、所見が記載されており、これらを開示すれば、今後、担当者は自身の判断について率直な評価や判断を記載することに躊躇するなど、当該事務又は事業の性質上、市民からの要望を適切に把握し、組織共有のうえ、正しく処理を行うといった事務の公正かつ適切な執行に具体的な支障を及ぼすおそれが蓋然性をもって認められるため、法第 78 条第 1 項第 7 号の該当性が認められる箇所がある。

しかし、「担当者の判断」の一部には、既に本件対象文書内で開示されている情報の要約や開示されている情報に相当するものの記載が認められる。

これらの記載箇所については、開示情報と同一のものと見なすことができるため、これらを開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に具体的な支障を及ぼすおそれが蓋然性をもって認められる個人情報に該当するとはいえないことから、法第 78 条第 1 項第 7 号に該当するとの実施機関の主張は認められず、他の不開示情報にも該当しないことから、当該箇所については開示することが妥当である。

(ウ)「警察組織内部での連絡調整内容」について

当該箇所には、警察組織内部における情報伝達の方法や業務処理の内容が記載されており、これらを開示すれば内部の体制や処理方法が容易に推察され、警察活動の妨害を企図する個人や組織が対抗措置や防衛措置を講じることにつながるおそれが蓋然性をもって認められ、これらは当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に具体的な支障を及ぼすおそれがあることから、法第 78 条第 1 項第 7 号に該当するとして実施機関の判断は妥当である。

(エ)「措置結果」について

措置結果に関する情報は、申出に対して警察官が行った対応であり、これを開示することとなれば、相談業務における判断基準が明らかとなる。

判断基準が明らかになれば、警察活動への対抗措置を講じるための材料ともなり得るため、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に具体的な支障を及ぼすおそれが蓋然性をもって認められることから、法第 78 条第 1 項第 7 号に該当するとして実施機関の判断は妥当である。

(オ)「内部調査等に関する情報」について

「内部調査等に関する情報」には、警察組織内部における調査等の事務に関する情報が記載されており、これを開示することにより、警察組織内部でどのような調査が行われたかなどの措置、組織の体制等が容易に推測され、警察活動への対抗措置を講じるための材料ともなり得るため、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に具体的な支障を及ぼすおそれが蓋然性をもって一般的には認められることから、法第 78 条第 1 項第 7 号に該当するとして実施機関の判断は妥当である。

しかし、警察組織内部での連絡調整内容が記載されている箇所には、過去の申出状況（広聴相談）を記載している箇所が確認できた。これらについては、本件対象文書の様式として既に開示されている箇所に、「過去の申出状況欄は、今回と同じ内容の申出を過去にも行っている場合に、その時期、申出先、内容、結果等を記載すること。」と注記されていることから、当該状況について内部調査されることは容易に推測できる。また、大阪府警察広聴相談取扱規程（平成 13 年 5 月 25 日本部訓令第 21 号）第 40 条において、広聴相談事案の受理並びに処理の経過及び結果については電子計算機に必要な事項を登録するものとされている以上、行政のデジタル化が進展している現在の社会状況にも鑑みれば、過去の申出状況に係る内部調査手法についても、容易に推測できるところである。

よって、本件対象文書の不開示部分である、「内部調査等に関する情報」の一部を開示したとしても、実施機関が主張する、開示すれば、警察組織内部でどのような連絡が行われたかが明らかとなり、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまではいえないことから、法第 78 条第 1 項第 7 号には該当せず、他の不開示情報にも該当しないことから、当該箇所については開示することが妥当である。

(3)「警部補(同相当職を含む。)以下の警察職員の氏名及び印影」並びに「警察専門嘱託員の氏名」

ア 法第78条第1項第5号について

前記(1)アに同じ

イ 法第78条第1項第5号の該当性について

一般に警察職員は、他の公務員と異なり犯罪捜査や警察規制に係る取締りに従事することを本分としており、犯罪捜査や取締りの現場において、相手方の反発や反感を招きやすい立場にある。

それゆえ、その氏名等個人の特定につながる情報を開示すると、警察職員に報復を企てる者等からの加害行為を容易にするなど、警察職員及びその家族に対して危害が及ぶ可能性がある。

また、警察専門嘱託員の氏名についても、警部補(同相当職を含む。)以下の警察職員の氏名と同じく、相談者等と直接対峙する立場にあり、以前に警察官として職務質問等の該当警察活動や犯罪捜査に従事していたことがあることを考えれば、警察専門嘱託員及びその家族に対して危害が及ぶ可能性があり、ひいては犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に具体的な支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、警部補(同相当職を含む。)以下の警察職員の氏名及び印影並びに警察専門嘱託員の氏名を法第78条第1項第5号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(4)「他県警察との連絡調整内容」

ア 法第78条第1項第6号について

法第78条第1項第6号は、地方公共団体等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある情報を不開示情報としている。

イ 法第78条第1項第6号の該当性について

他県警察との連絡調整内容には、相談事案に関して確認を行った部署及びその結果が記載されており、これらの情報が開示されることになると今後の相互間において率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれる具体的なおそれが蓋然性をもって認められるため、法第78条第1項第6号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

2 結論

以上のとおりであるから、「第一 審議会の結論」のとおり答申するものである。

(答申に関与した委員の氏名)

重本 達哉、三成 美保、池田 晴奈、石塚 武志、竹村 登茂子、結城 圭一

別表

本件対象文書	開示が妥当と判断した部分
1 広聴相談カード 作成所属 ○○ 受理番号○○	担当者の判断部分 ○2頁目 1、2行目全文
2 広聴相談カード 作成所属 ○○ 受理番号○○	担当者の判断部分 ○2頁目 1、2行目全文 ○3頁目 48行目1文字目から10文字目
3 広聴相談カード 作成所属 ○○ 受理番号○○	担当者の判断部分 ○2頁目 2行目全文
4 広聴相談カード 作成所属 ○○ 受理番号○○	担当者の判断部分 ○2頁目 1、2行目全文
5 広聴相談カード 作成所属 ○○ 受理番号○○	担当者の判断部分 ○2頁目 1行目全文 内部調査に関する情報 ○2頁目 下部、○○欄
6 広聴相談カード 作成所属 ○○ 受理番号○○	担当者の判断部分 ○2頁目 1行目から4行目全文 5行目1文字目から3文字目
7 広聴相談カード 作成所属 ○○ 受理番号○○	担当者の判断部分 ○2頁目 1行目から5行目全文
8 広聴相談カード 作成所属 ○○ 受理番号○○	担当者の判断部分 ○2頁目 1行目から4行目全文 ○5頁目 4、5行目全文 ○6頁目 4行目5文字目から12文字目 4行目15文字目から全文 5行目全文
9 広聴相談カード 作成所属 ○○ 受理番号○○	担当者の判断部分 ○2頁目 1行目全文
10 広聴相談カード 作成所属 ○○ 受理番号○○	担当者の判断部分 ○2頁目 1行目から4行目全文
11 広聴相談カード 作成所属 ○○ 受理番号○○	担当者の判断部分 ○2頁目 2、3行目全文
12 広聴相談カード 作成所属 ○○ 受理番号○○	担当者の判断部分 ○2頁目 7、8行目全文
13 広聴相談カード 作成所属 ○○ 受理番号○○	担当者の判断部分 ○2頁目 2行目全文